

大分市地域公共交通計画【別紙】
（令和8年度事業：R7.10.1～R8.9.30運行分）

大分市地域公共交通協議会

令和8年1月21日

(変更) 令和8年8月21日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。

平成22年10月から平成24年3月にかけては、ふれあいタクシーの通学利用における課題の検証を目的として「新コミュニティ交通運行実証実験事業」を実施し、検証結果に基づき、平成24年4月より「ふれあい交通運行事業」に改めた。平成29年4月には、運賃や利用要件等の制度拡充を行った。

市内の路線バスでは、利用者の減少等により採算性を確保することが困難となっており、特に、過疎地域や交通不便地域の路線維持が課題であったことから、平成30年10月より、地域内フィーダー補助金を活用した生活交通確保維持事業により、佐賀関地域の臼関線の補助を行っている。

令和2年10月には、地域内フィーダー補助系統に八幡地域の机張原線・柞原線・大分市内線を新たに加え、路線バスの維持に努めた。

また、同時期に本市では、路線バスの一部路線が廃止となった過疎地域等で、地域住民の通学や通勤、買い物など日常生活における移動手段を確保するため、路線バス代替交通運行事業を開始した。

令和6年10月には、乗務員不足等の影響により、地域内フィーダー系統の机張原線・柞原線・大分市内線が休止となり、本市が路線バス代替交通の運行を開始した。

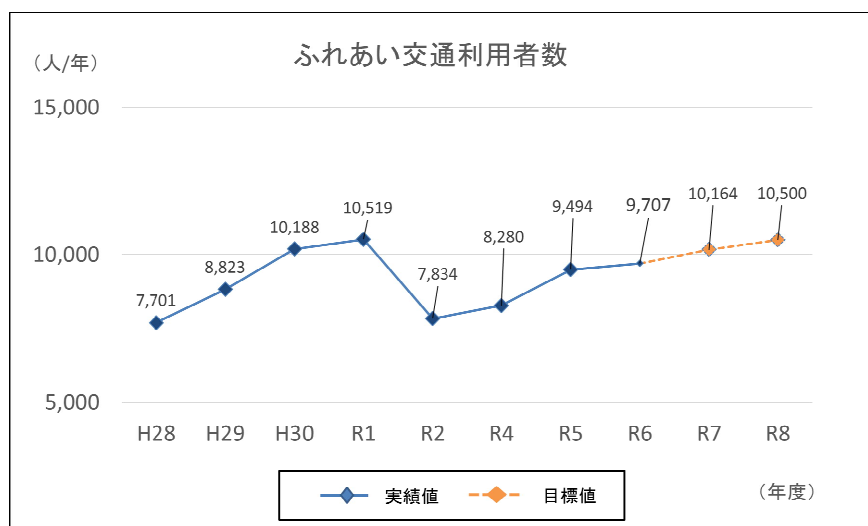
本計画では、「ふれあい交通運行事業」、「生活交通確保維持事業」、「路線バス代替交通運行事業」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) ふれあい交通

①年間延べ利用者数約10,500人（弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く）とする。

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年度）の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



②運行可能日数に対する実績運行日数の率（稼働率）を61.7%以上とする。

※参考資料①参照

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をしたものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。

④地域検討会の参加者に対して運行についての満足度調査を実施し、全回答者の70%以上が「満足」と回答することを目標とする。

⑤稼働率が低いルートにおいては、四半期に一度、事業内容や利用状況をお知らせし、潜在的な利用者の発掘に努めるとともに、職員の同伴でふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用方法に不安を抱える登録者に対する支援に取り組む。

2) 路線バス

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和6年度	令和8年度
(29) 臼関線（佐賀関～下浦）	4,776人	5,712人

※大分市地域公共交通計画の目標値である令和2年度実績値を目標とする

3) 路線バス代替交通

①年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和6年度	令和8年度
(30) 杵原線	2,037人	6,592人
(31) 机張原線	2,239人	5,862人
(32) 中大山線	870人	2,470人
(33) 東八幡線	566人	2,470人

※1便あたり2名以上の乗車を目標として算出。令和5年度の暦を基に算出した数値を目標値として取り扱う。

※令和6年度実績は令和6年10月1日～令和7年3月31日分

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1) ふれあい交通

- ・定期的に地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。（大分市）
- ・地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。（大分市）
- ・停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。（大分市）

2) 路線バス

- ・行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。（大分市、バス事業者）
- ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。（大分市、バス事業者）

3) 路線バス代替交通 ・沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行う。(大分市) ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。(大分市) ・運行ルート沿線上の八幡小学校、ミスターマックス西大分店と連携し、利用しやすいダイヤ反映を目指す。(大分市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
1) ふれあい交通 大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 22,386 千円のうち、国庫補助額 624 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和6年度実績)
2) 路線バス 運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 8,213 千円から経常収益 1,697 千円及び国庫補助金を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和6年度実績)
3) 路線バス代替交通 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託により運行する当該事業は、業務委託料のうち、国庫補助額を差し引いた差額分を大分市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
1) ふれあい交通 ・月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 ・地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
2) 路線バス ・利用者数調査を行い、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
3) 路線バス代替交通 ・月ごとに利用者数の調査を実施する。 ・利用者アンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 別添表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統の地域の公共交通及び観光旅客（訪日外国人旅行者を含む。以下同じ。）の受入の必要性など、観光政策における位置付け・役割 【地域内観光フィーダー系統のみ】 ※令和8事業年度及び令和9事業年度のみ本紙に記載可
臼関線（佐賀関～臼杵駅）は、臼杵市と大分市佐賀関地区を結ぶ公共交通機関として、住民の日常生活を支えるとともに、鉄道駅等の主要交通結節点である臼杵駅から佐賀関地区への観光客の移動を担うなど、生活交通と観光の二次交通の両面で重要な役割を担っている。（大分市地域公共交通計画 P89 参照）
19. 18. 踏まえた地域内観光フィーダー系統補助事業の必要性 【地域内観光フィーダー系統のみ】 ※令和8事業年度及び令和9事業年度のみ本紙に記載可
過疎地域における人口減少等により採算性の確保が難しく、交通事業者単独での路線維持が困難なことから、地域住民及び観光客の移動手段を継続的に確保するため、地域内観光フィーダー系統補助事業を活用する必要がある。（大分市地域公共交通計画 P89 参照）
20. 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 【地域内観光フィーダー系統のみ】 ※令和8事業年度及び令和9事業年度のみ本紙に記載可
別添表 1 のとおり
21. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 【地域内観光フィーダー系統のみ】 ※令和8事業年度及び令和9事業年度のみ本紙に記載可
・ フィーダー補助系統（路線バス）の年間利用者数 7,017 人 ※観光利用と地域住民利用の合計目標値（大分市地域公共交通計画 P91, P127 参照） ・ 公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率 35%、公的資金投入額 343,000 千円／年（大分市公共交通計画 P91, P133 参照） ・ 評価手法は大分市公共交通計画 P118-120 を参照
22. 地域内観光フィーダー系統補助事業に係る目的・必要性 【地域内観光フィーダー系統のみ】
臼関線（佐賀関～臼杵駅）は、地域住民の日常生活を支えるとともに、佐賀関の海岸景観や関あじ・関さばなどの地域資源へのアクセスを担い、自家用車を利用しない観光客や訪日外国人旅行者の移動手段として重要な役割を担っている。 一方、過疎地域における人口減少等により採算性の確保が難しく、交通事業者単独での路線維持が困難な状況にある。 このため、地域内観光フィーダー系統補助を活用して路線の運行を確保・維持するとともに、自家用車を利用しない観光客や訪日外国人旅行者の移動手段を確保

し、多様な利用者が安心して観光地へ移動できる環境を整備することを目的とする。

23. 地域内観光フィーダー系統補助事業の定量的な目標・効果

【地域内観光フィーダー系統のみ】

(1) 事業の目標

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和 6 年度	令和 8 年度
(1) 臼関線（佐賀関～臼杵駅）	1,102 人	1,305 人

※臼杵市の区間は補助対象外。佐賀関～臼杵駅間については大分市内分のみを算出。

※大分市地域公共交通計画の目標値である令和 2 年度実績値を目標とする。

(2) 事業の効果

年間利用者数の増加を図ることで、観光施設や地域商業施設へのアクセス向上による交流人口の拡大及び地域経済の活性化を促進する。

24. 23. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【地域内観光フィーダー系統のみ】

- ・行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。（大分市、バス事業者）
- ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。（大分市、バス事業者）

25. 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

【地域内観光フィーダー系統のみ】

別添表 1 のとおり

26. 地域内観光フィーダー系統補助事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【地域内観光フィーダー系統のみ】

運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 2,828 千円から経常収益 356 千円及び国庫補助金を差し引いた額とし、大分市が負担する。（令和 6 年度実績）

27. 23. の目標・効果の評価手法及び測定方法

【地域内観光フィーダー系統のみ】

- ・利用者数調査を行い、実態の把握に努める。
- ・毎年、評価を実施する。（大分市地域公共交通計画 P119 参照）

28. 18. に関して、観光旅客の受入環境に係る利便増進措置の具体的内容

【地域内観光フィーダー系統のみ】

- ・バス標柱の外国語等による情報提供を実施する。
- ・利用環境向上に向けた取り組みの検討を行う。

29. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和7年6月4日（令和7年度第1回協議会）地域公共交通計画の変更及びR8フィーダー計画の協議、承認
- ・令和7年7月22日（令和7年度第2回協議会）地域公共交通計画の変更及びR8フィーダー計画の協議、承認
- ・令和8年1月21日（令和7年度第4回協議会）地域公共交通計画の変更及びR8フィーダー計画の協議、承認
- ・令和8年8月17日（令和8年度第3回協議会）地域公共交通計画の変更及びR8フィーダー計画の協議、承認

30. 利用者等の意見の反映状況

- ・「ふれあい交通」地域検討会の開催
定期的に利用している住民を選定のうえ、計31箇所、延べ260名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。
- ・「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催
ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。
- ・「路線バス代替交通」意見交換会及び地元説明会の開催
八幡地区において、意見交換会を計6回、延べ161名、運行説明会を計5回、延べ121名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

（所 属）大分市 都市計画部 都市交通対策課

（氏 名）荒金 嗣崇、幸 浩史朗、重永 皓平

（電 話）097-578-7795

（e-mail）tosikotu@city.oita.oita.jp

表 1 観光振興事業により運行する運行系統の概要及び運送予定者（地域内観光ファイダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名
大分県	大分市	大分市地域公共交通協議会

年度
令和 8 年度

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	運行系統名 (申請番号)	運行系統			計画運行 回数	利用促進 特別措置	運送継続 特別措置	運行形態 の別	基準/ただし 書きの該当	地域内観光ファイダー系統の基準適合（別表 8 及び別表 11）			基準等で該当 する要件（別 表 8 のみ）
					起点	経由地	終点									
1	大分市	白津交通株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除外）	(1) 白間線	佐賀間バス停	白木 辻口	臼杵駅	25.3km	25.5km	292.0日	584.0回			指定区間と接続の確保	主要交通結節点と接続の確保	③ 新たに運行開始
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

表 5 観光振興事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
大分県	大分市	大分市地域公共交通協議会	令和 8 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	人
交通不便地域等（人）	21,280 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
7,552 人	佐賀関町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
4,046 人	野津原町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
349 人	判田	局長指定
58 人	弓立	局長指定
518 人	中野	局長指定
1,134 人	市尾	局長指定
2,319 人	延命寺	局長指定
800 人	屋山	局長指定
437 人	一木	局長指定
2,423 人	八幡	局長指定
96 人	東上野	局長指定
225 人	木田東部	局長指定
163 人	入蔵	局長指定
66 人	河内	局長指定
948 人	上白木	局長指定
146 人	緑ヶ丘・辛幸 2 区	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度